

～ 助成金受給診断フォーム ～

いろいろな種類の助成金がありますが、その中で比較的受給要件の易しいものをピックアップしてみました。御社にとって利用できるものもあるかもしれませんので、下記のQに沿って御覧になってみてください。

その他備考・注意事項

質問番号

1番	Q 1	新しい事業を開始した（会社を設立した）	Yes →	Q 2	新しく事業を始めるにあたり、新規に設備を導入した（設備費用250万以上 *リースの場合は12カ月分を限度）	Yes →	Q 3	新事業の中核となる人材を雇用した（雇用保険加入、月額平均給与約30万以上の者）	Yes →
	Q 1	高齢者（60～64歳）の者又は母子家庭の母を雇用した	Yes →	Q 2	左記の者は職安等を通して雇用している	Yes →	Q 3	週20時間以上の勤務形態で、雇用保険に加入している。	Yes →
	Q 1	高齢者（65歳以上）の者を雇用した	Yes →	Q 2	左記の者は職安等を通して雇用しており、週20時間以上の勤務形態である。	Yes →	Q 3	左記の者は資格喪失日から3年以内にあり、かつ喪失日から起算して1年前の日から資格喪失日までの間に6ヶ月以上の雇用保険被保険者期間があった	Yes →
介護事業者専用助成金	Q 1	介護事業者である、又は介護事業者を新たに立ち上げる予定がある	Yes →	Q 2	介護福祉士・訪問介護員1級等、一定の介護資格者を雇い入れる予定がある（要 一年以上の実務経験）	Yes →	Q 3	（既存の介護事業者である場合）従来から実施していた介護サービスに加え、別の介護サービスを新規に実施する	Yes →
	Q 1	介護事業者である、又は介護事業者を新たに立ち上げる予定がある	Yes →	Q 2	今まで介護関係業務に従事した事がない者を新たに雇入れた（介護の資格を有していても、介護関係業務に従事したことが無ければ良い）	Yes →	Q 3	事業所にタイムカード・賃金台帳・雇用契約書等、雇用の必要書類を作成してある	Yes →
	Q 1	介護事業者である、又は介護事業者を新たに立ち上げる予定がある	Yes →	Q 2	腰痛予防に効果のある、介護福祉機器を購入（賃借も可）する予定がある	Yes →	Q 3	腰痛を予防・改善するための研修等を行う用意がある	Yes →

弊社助成金担当へお声掛けください

**中小企業基盤人材確保助成金 140～850万**  
 基盤人材・一般人材共に5人が上限です。  
 対象労働者を雇用する前に、事前の申請が必要です。  
 新規事業開始から6カ月以内に申請が必要です。

**特定就職困難者雇用開発助成金**  
 助成額60万（中小企業・短時間）～90万（中小企業・一般被保険者の場合）\*母子家庭・高齢者雇用の場合

**高齢者雇用開発特別奨励金**  
 ・所定労働時間が30時間以上の場合・・・90万円  
 ・所定労働時間が20時間以上の場合・・・60万円  
 \*自社の社員を再雇用するケースは対象になりません。  
 \*事後でも可能だが、高齢者雇用確保措置の整備が必要

**介護基盤人材確保等助成金 70～210万**  
 改善計画期間内の離職率が悪いと助成金不支給要件に該当するため、少人数の場合は特に注意が必要。\* 認定申請あり。

**介護未経験者確保等助成金 25～150万**  
 新規学卒者（卒業後1年以内の者）は対象外。  
 特定労働者の場合は一人当たり50万円加算

**介護労働者設備等整備モデル奨励金 上限250万**  
 認定申請が必要であり、認定申請の申請期限が設備の導入日によって決まるため、注意が必要  
 助成金対象期間は最大で1年間。その間に実際に支払った額の1/2が対象。

～ 以上ご回答ありがとうございました ～

＜ご注意事項＞

- 当診断フォームは簡易的なものであり、最終的な受給を保証するものではありませんのでご注意ください。
- 上記の質問事項において、最終質問までYesとなった事項が1つでもございましたら、弊社助成金担当にお声掛け下さい。後日細かな要件等につきまして助成金担当者よりご案内させていただきます。（ご相談は無料です）
- これらの助成金の前提条件として、雇用保険の適用事業である事が必要です。



株式会社 K B S

ケイビーエス労務管理センター

〒950-0862 新潟市東区竹尾2丁目20番20号

TEL/025-271-6852 FAX/025-271-7378